

津市インターネット版公報

第 6 号
平成 18 年 3 月 20 日
月 曜 日

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・保管屋外広告物の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始
- ・公共下水道の供用開始
- ・平成18年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示

公 告

- ・平成18年2月分津市農地利用集積計画

教委告示

- ・教育委員会定例会の招集

選管告示

- ・選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について
- ・津市議会議員選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出の決定について

津市告示第 1 1 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 日 掲示済）

津市告示第 1 1 2 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年三重県条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり広告物又は掲出物件を保管していますので、返還を希望する者は申し出てください。

平成 1 8 年 3 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は 掲出物件を除去した日	2 保管した広告物又は 掲出物件の放置さ れていた場所	3 保管した広告物又は 掲出物件の名称又は種 類及び数量
自 平成 18 年 2 月 13 日 至 平成 18 年 2 月 21 日	雲出本郷町・高茶屋小森 町・半田・高茶屋小森上 野町	はり札等 2 8 枚

連 絡 先

津市役所 建設部 道路維持課

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

（平成 1 8 年 3 月 3 日 掲示済）

津市告示第 1 1 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 3 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 3 日 揭示済）

津市告示 1 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 6 4 上野白塚線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市河芸中別保字太子 1819 番 3 から 津市河芸中別保字太子 1819 番 1 まで	旧	4.7 ～ 4.8	20.0
津市河芸中別保字太子 1819 番 3 から 津市河芸中別保字太子 1819 番 1 まで	新	4.7 ～ 4.8	20.0

（平成 1 8 年 3 月 6 日 掲示済）

津市告示 1 1 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
6 4	上野白塚線	津市河芸中別保字太子 1 8 1 9 番 3 から	平成 1 8 年 3 月 7 日
		津市河芸中別保字太子 1 8 1 9 番 1 まで	

（平成 1 8 年 3 月 6 日 掲示済）

津市告示第 1 1 6 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成 1 8 年 3 月 6 日から 2 週間、津市下水道部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道

新町一丁目の一部、新町二丁目の一部、八町三丁目の一部、神納町の一部、桜田町の一部、半田の一部、柳山津興の一部、下弁財町津興の一部、藤方の一部、津興の一部、八幡町藤方、半田の一部、垂水の一部、高茶屋五丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、高茶屋小森町の一部、雲出本郷町の一部、久居北口町の一部、久居持川町の一部、久居相川町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一部、久居小野辺町の一部、久居元町の一部、川方町の一部、戸木町の一部、一志町田尻の一部

(2) 津市単独公共下水道

住吉町の一部、中河原の一部、高洲町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道

津市雲出鋼管町 5 2 番地 5

雲出川左岸浄化センター

松阪市高須町 3 9 2 2

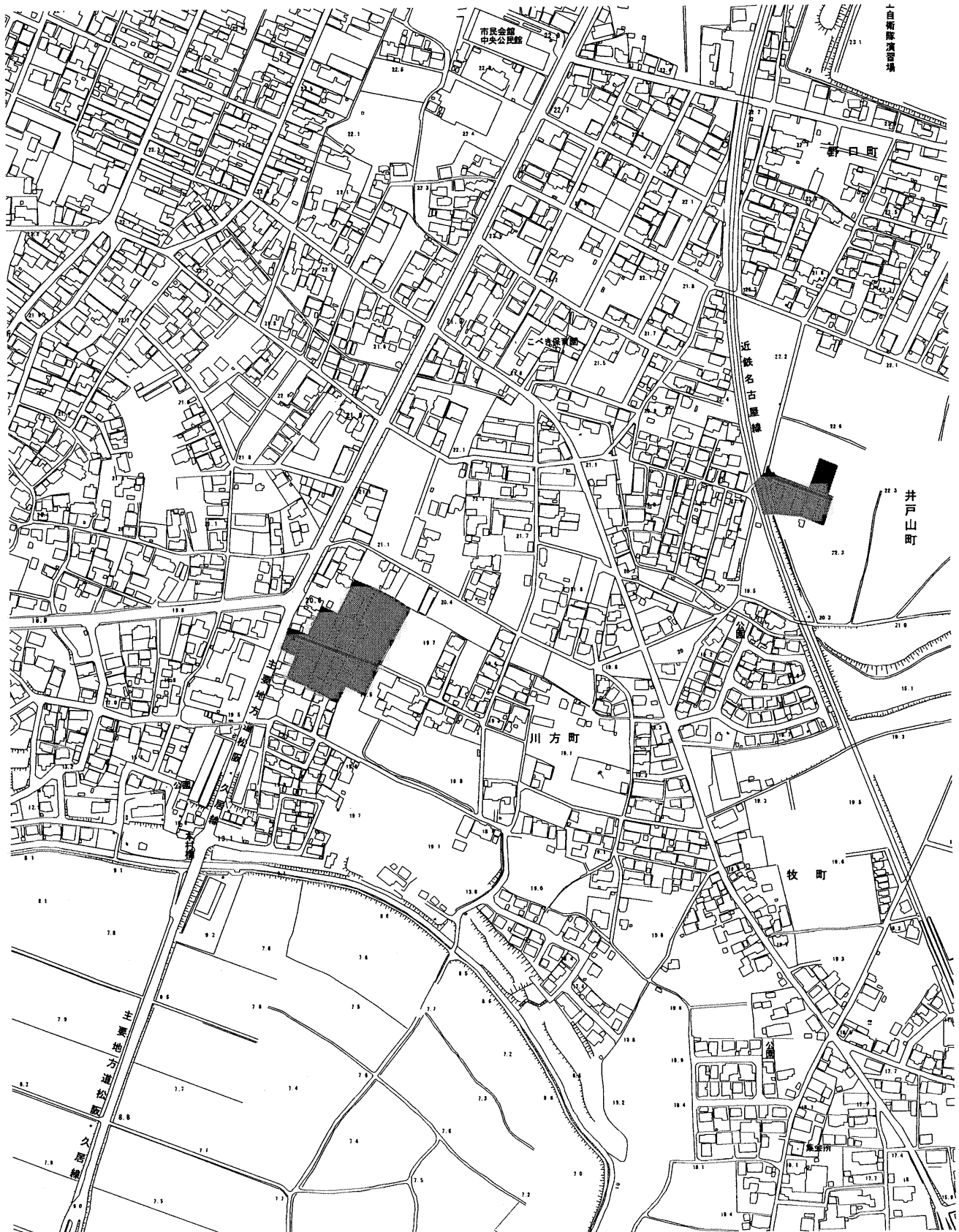
松阪浄化センター

(2) 津市単独公共下水道

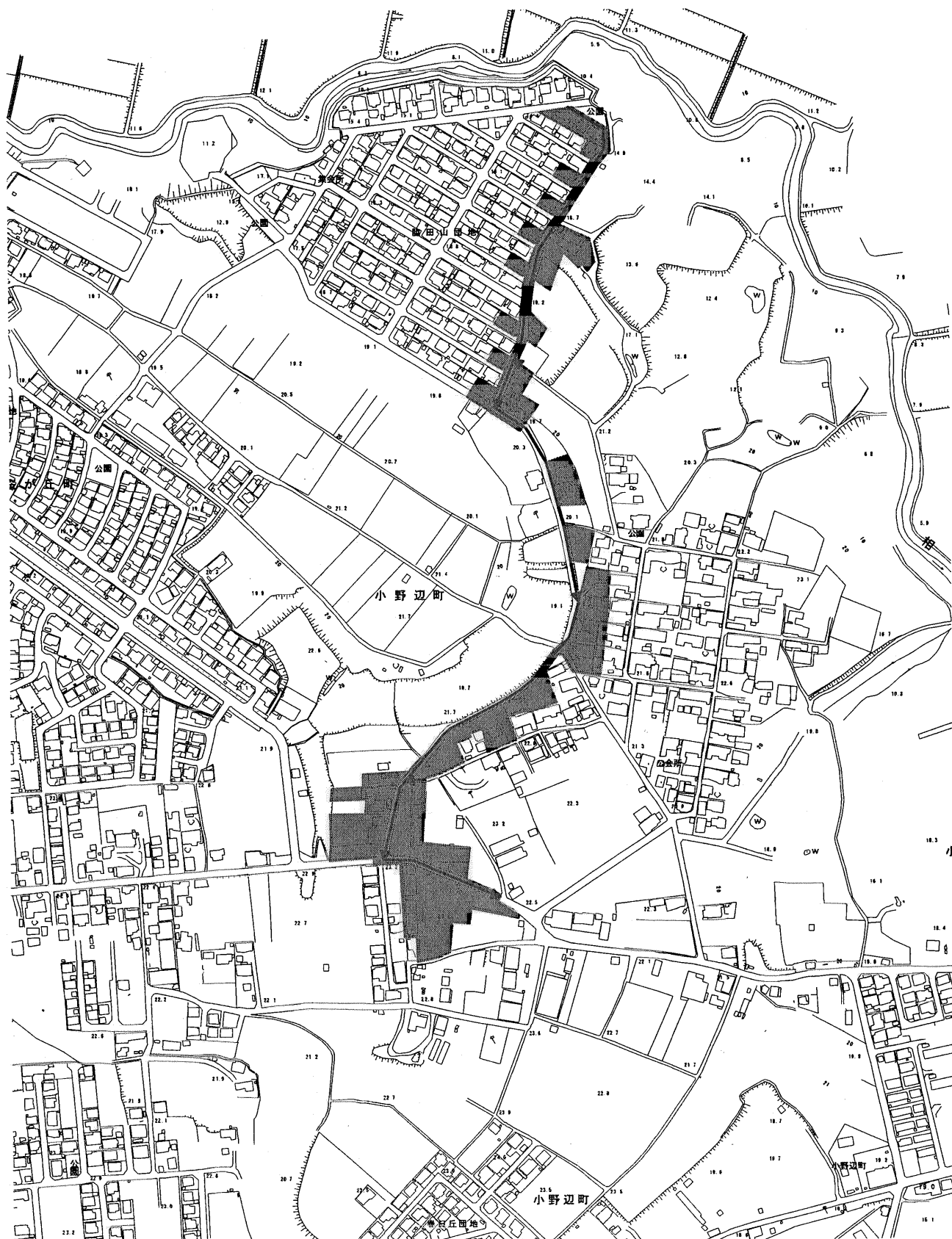
津市高洲町 3 4 番 1 号

津市中央浄化センター

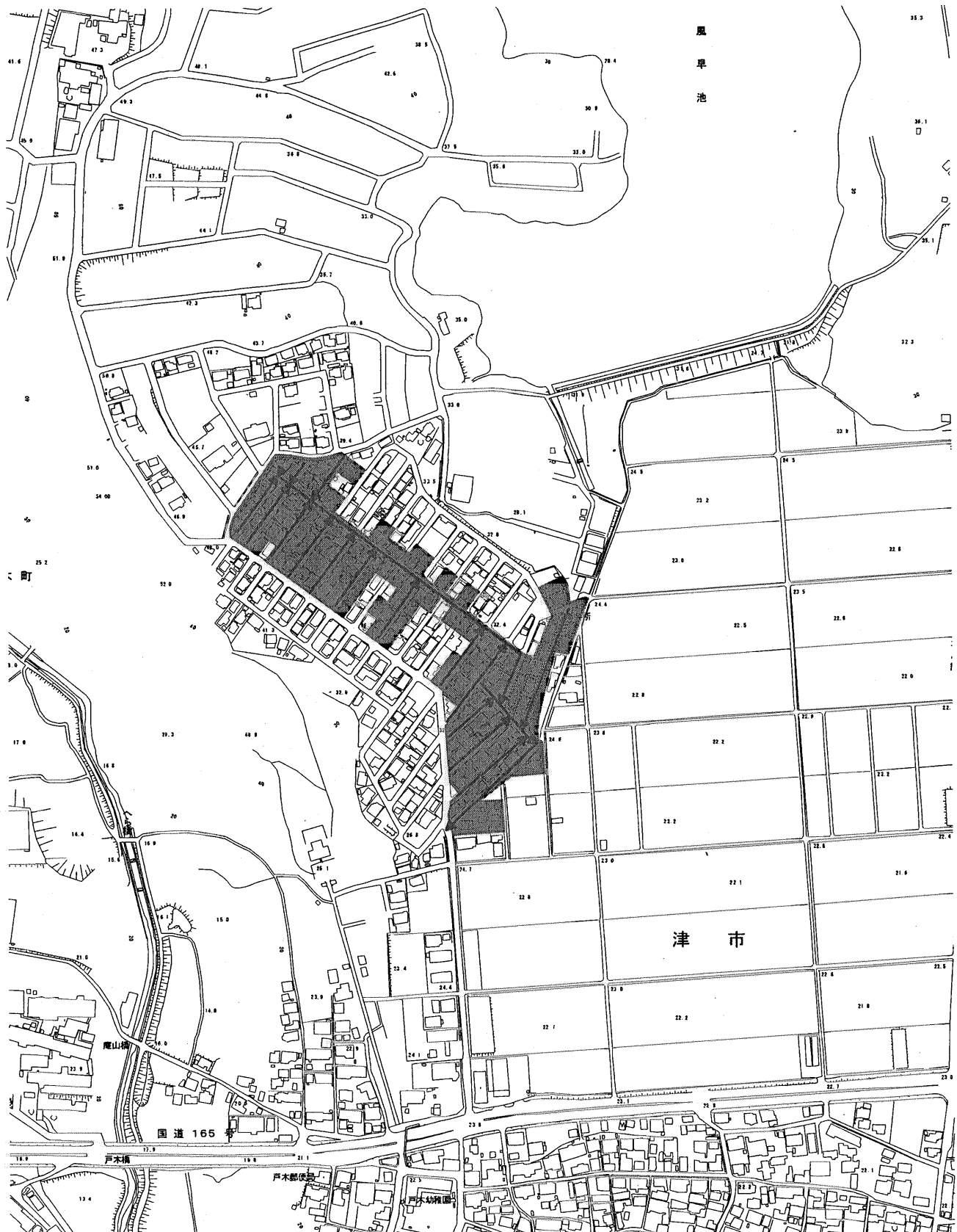
供用開始区域図



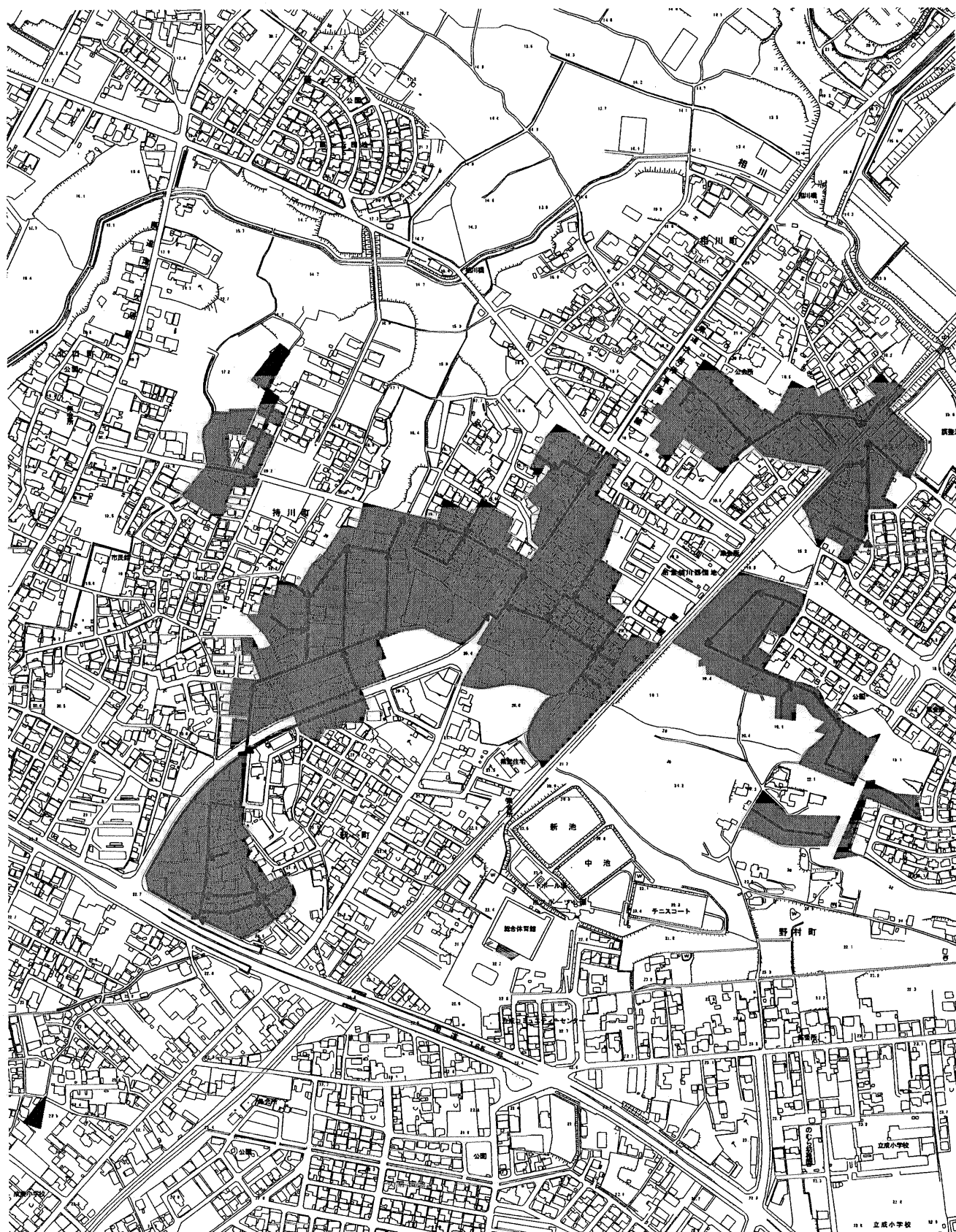
供用開始区域図



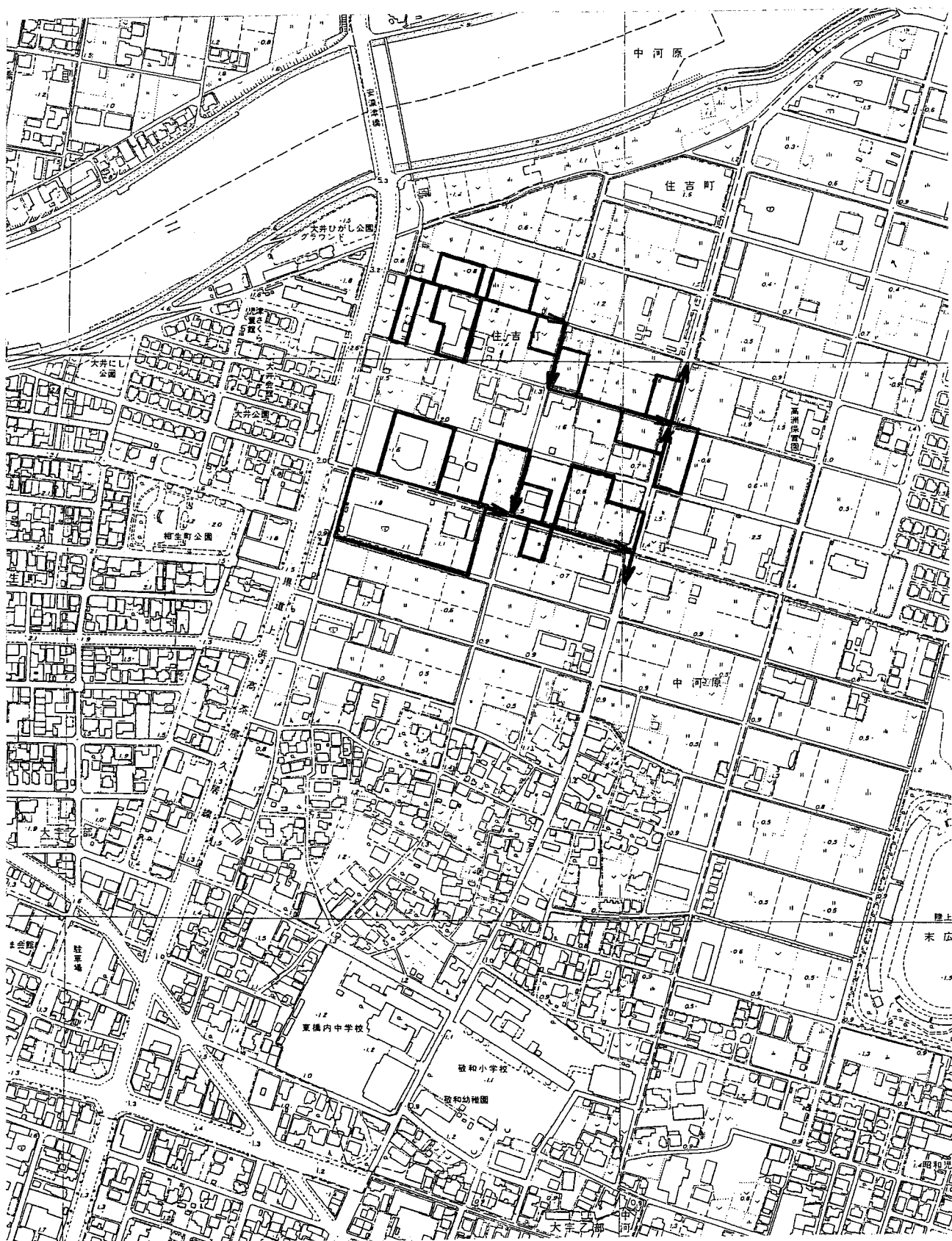
供用開始区域図



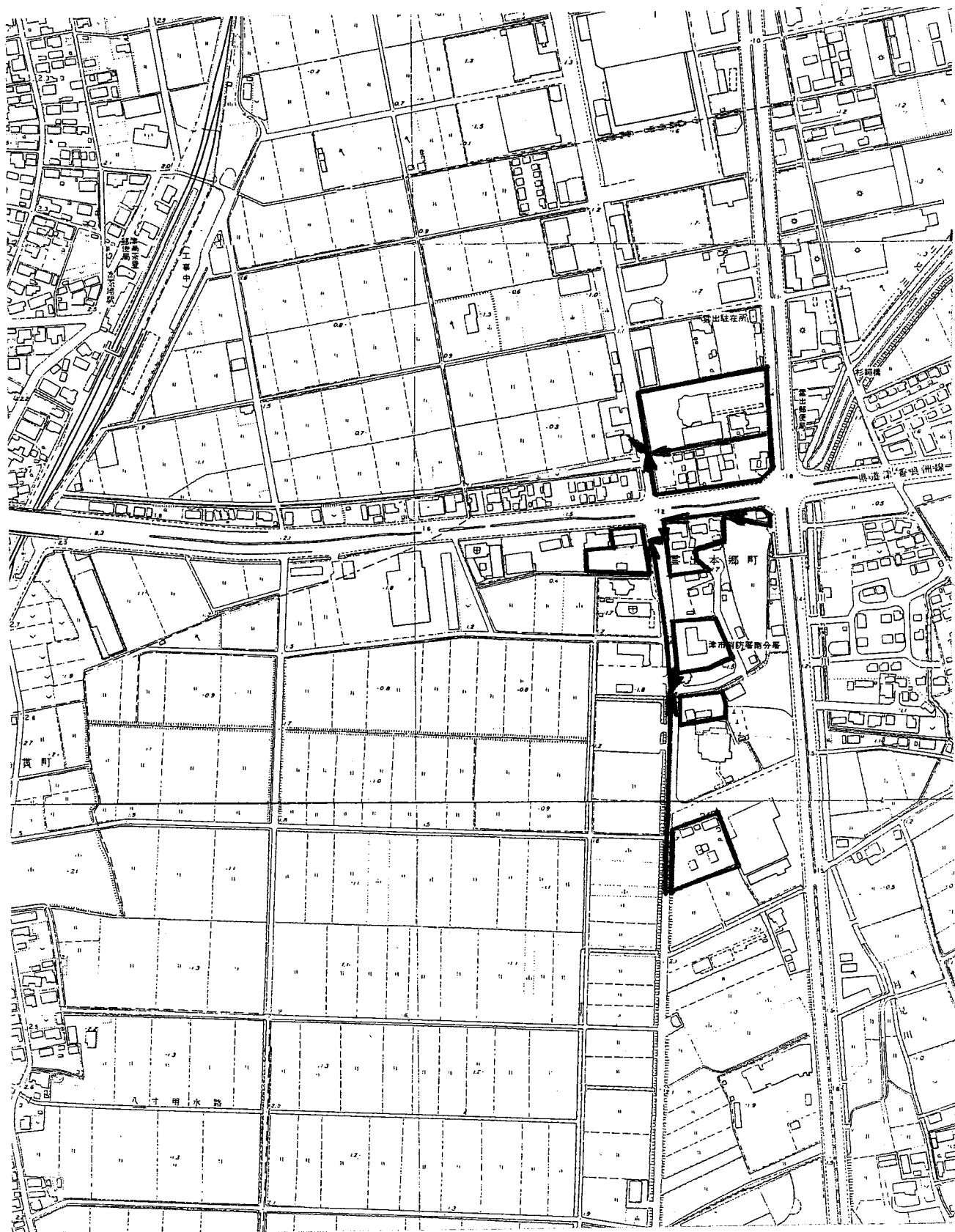
供用開始区域図



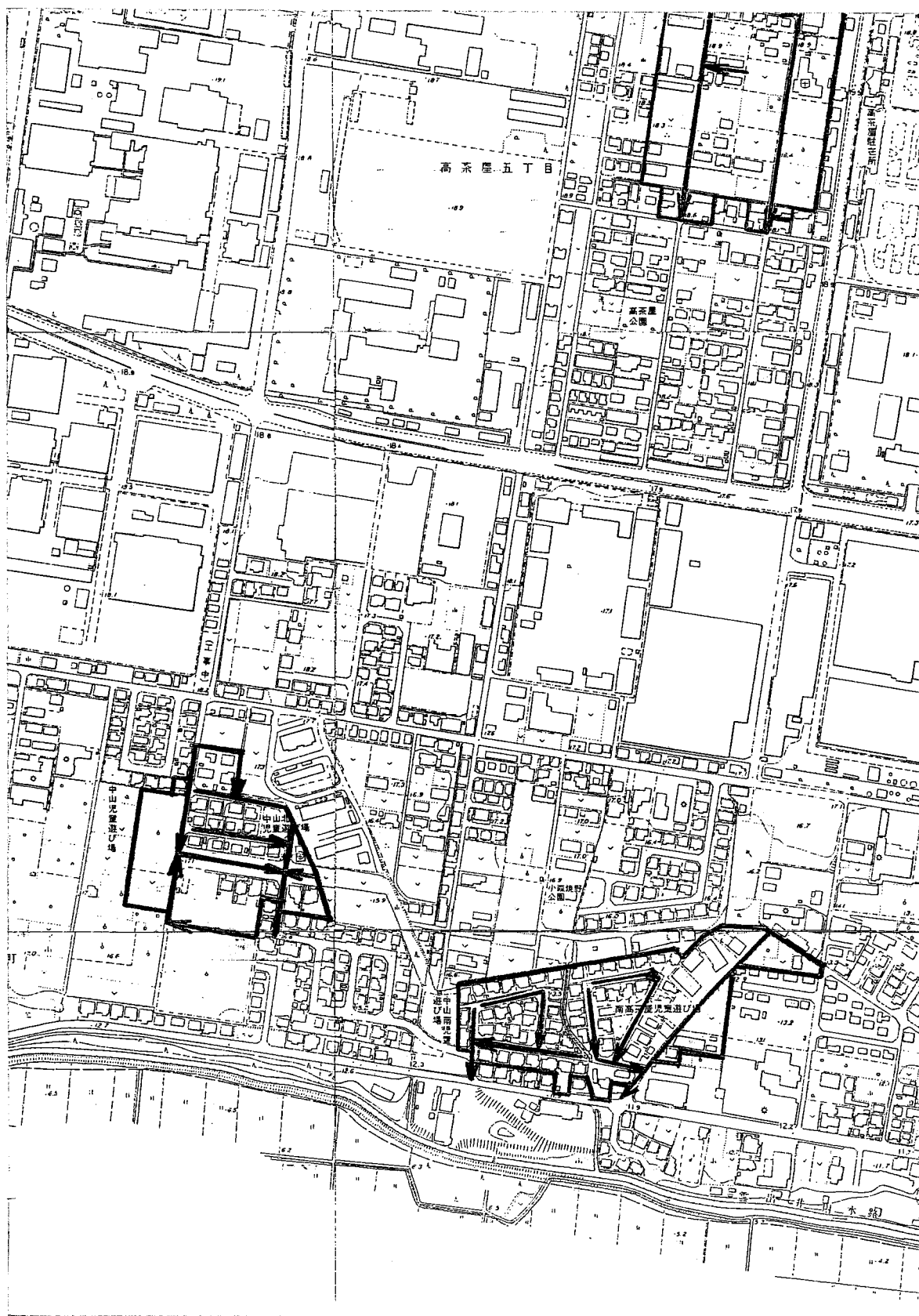
供用開始区域図



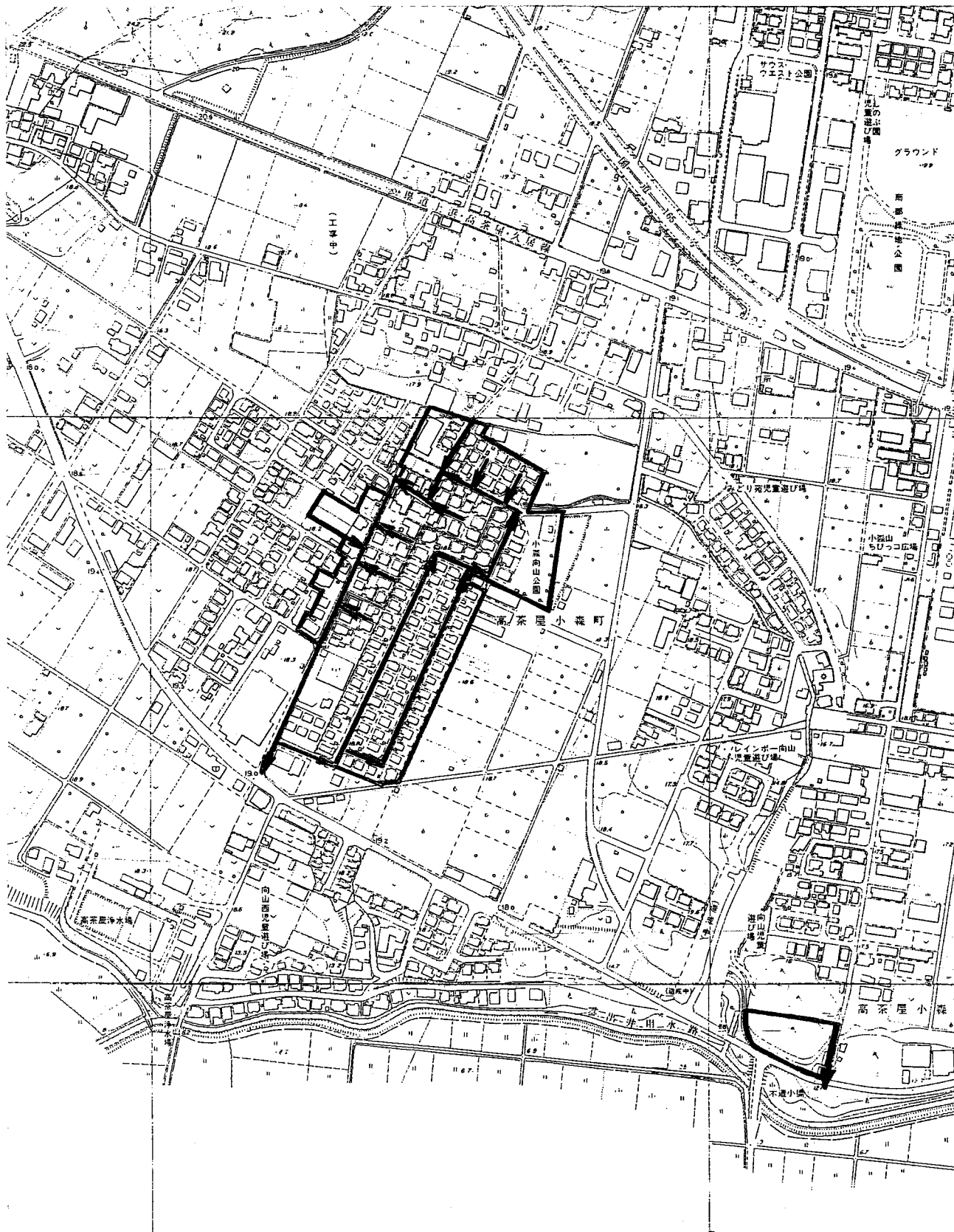
供用開始区域図



供用開始区域図



供用開始区域図



供用開始区域図

